

東彼杵町条例第3号

東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月8日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>322,000</u>円</p> <p>副議長 月額 <u>267,000</u>円</p> <p>常任委員長及び議会運営委員長 月額 <u>261,000</u>円</p> <p>議員 月額 <u>250,000</u>円</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>26万</u>円</p> <p>副議長 月額 <u>21万6,000</u>円</p> <p>常任委員長及び議会運営委員長 月額 <u>21万1,000</u>円</p> <p>議員 月額 <u>20万2,000</u>円</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年5月22日から適用する。